

# 業務仕様書

## 1 対象業務及び所在地

### (1) 対象業務

豊平区役所等環境衛生管理業務

### (2) 対象施設（所在地）

豊平区役所・豊平区民センター（豊平区平岸6条10丁目）

## 2 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 3 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」によるものとする。

## 4 業務内容等

業 務	測 定 等 周 期	内 容
(1) 空気環境測定 ※注1	2か月以内ごとに1回 (同一測点を1日2回)	浮遊粉じん、一酸化炭素、二酸化炭素、温度、相対湿度、気流の測定
(2) 受水槽等清掃 ※注2	1年以内ごとに1回	受水槽等の清掃及び清掃終了後の水質検査、残留塩素の測定
(3) 雑排水槽等清掃 ※注3	6か月以内ごとに1回	雑排水槽、汚水槽、阻集器（グリーストラップ等）、排水管等の清掃
(4) ねずみ・こん虫等防除 ※注4	6か月以内ごとに1回 (定期調査は防除作業月を除く毎月)	ねずみ・こん虫等の防除
(5) 簡易専用水道法定検査	1年以内ごとに1回	厚生労働大臣登録検査機関の検査を受ける。
(6) 水質検査	水質検査別紙のとおり	
(7) その他	1年以内ごとに1回	特定建築物維持管理報告書の提出

注1) 測定点は2施設合わせて室内15ポイント及び外気4ポイント（豊平区役所11ポイント、豊平区民センター8ポイント）の合計19ポイント。

注2) 区役所 : 受水槽 28m<sup>3</sup>

区民センター: 受水槽 20m<sup>3</sup>

注3) 区役所 : 雑排水槽 22.5m<sup>3</sup>、グリーストラップ 0.252m<sup>3</sup>

区民センター: 雑排水槽 29.25m<sup>3</sup>

区役所、区民センター:

洗面器・手洗い器、一般流し類、シャワー室床排水口等清掃口数 94個

小便器、SK流し、プラスタートラップ等清掃口数 25個

注4) 区役所・区民センター: 建物延面積 8,697.36m<sup>2</sup>

## 5 業務の実施計画等

受託者は、業務の実施にあたり事前に実施計画書を作成して委託者の承認を得ること。また、業務は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」等の関連法令に基づき行うこととし、年度当初に建築物環境衛生管理技術者を選任すること。

## 6 業務の実施方法

### (1) 空気環境測定

ア 原則として各階ごとに測定点を定めるが、測定点は、建築物の用途、構造、空調の方式・系統等の諸条件を考慮して委託者と協議の上で決定すること。

イ 測定する居室の中央において、測定器を用いて床上75cm以上150cm以下の位置で測定すること。

### (2) 受水槽等清掃

ア 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、副受水槽等の清掃を行うこと。

イ 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除するとともに、水槽周辺の手洗い器等の清掃を行うこと。

ウ 水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、水槽内に立ち入らないこと。

エ 水槽の水張り終了後、給水栓及び水槽内における水について、残留塩素の測定、濁度・色度・味・臭気の検査を行うこと。

### (3) 雑排水槽等清掃

ア 槽内の汚水及び残留物質を排除すること。

イ 流入管、排水ポンプ等については、付着した物質を除去すること。

ウ 排水管、通気管及び阻集器（グリーストラップ等）については、内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行うこと。

エ 排水管の清掃は、シャワー室床排水口、洗面器・手洗い器、各種流し類、小便器（大便器は除く）等からの薬剤による清掃を基本とする。

オ 清掃作業終了後、槽周辺の清掃及び点検を行うこと。

カ 取り除いた汚泥については、産業廃棄物として処理するため、水切りの上ポリ袋に入れるなどして委託者に適切に引き継ぐこと。

### (4) ねずみ・こん虫等防除

ア 状況調査を行い、当該調査の結果に基づき建築物全体についての効果的な作業計画を策定し、適切な駆除方法、薬剤の選定により防除作業を行うこと。

イ 薬剤等は薬事法等の規定に基づき使用及び管理を適切に行い、業務に従事する作業員並びに建築物の使用員及び利用者の事故防止に努めること。

ウ 防除作業終了後、防除の効果を定期的（防除作業月を除く毎月）に調査し、薬剤を補充する。

## 7 業務報告

受託者は、測定、清掃等の各業務が終了した後、すみやかに業務報告書を提出すること。

## 8 委託料の支払方法

委託料の支払いは、年12回、毎月の均等払いとする。1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

## 9 安全の確保

業務の実施にあたっては、業務員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

## 10 環境負荷低減に関する事項

本業務においては、札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気・水道・油・ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量・分別及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 11 その他

- (1) 水道法の規定に基づく簡易専用水道の検査に係る費用は、受託者が負担すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

## 12 発注担当

豊平区市民部総務企画課庶務係 (011-822-2045)  
札幌市豊平区平岸6条10丁目 豊平区役所3階

◎ 水質検査別紙

・ 業務の内容

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和46年厚生省令第2号）第4条第1項第3号の規定に基づく飲料水の水質検査を行う。

・ 点検基準

「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）による。

・ 検査項目及び検査頻度

	項 目	検査頻度
11 項 目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般細菌</li> <li>・ 大腸菌群</li> <li>・ 亜硝酸態窒素</li> <li>・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</li> <li>・ 塩素イオン</li> <li>・ 有機物(全有機炭素 (TOC) の量)</li> <li>・ pH値</li> <li>・ 味</li> <li>・ 臭気</li> <li>・ 色度</li> <li>・ 濁度</li> </ul>	6か月以内に1回
5 項 目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉛及びその化合物</li> <li>・ 亜鉛及びその化合物</li> <li>・ 鉄及びその化合物</li> <li>・ 銅及びその化合物</li> <li>・ 蒸発残留物</li> </ul>	1回（7月までの間に1回測定） ※ 検査結果が水質基準に適合した場合は、次回に限り省略可
12 項 目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シアン化物イオン及び塩化シアン</li> <li>・ 塩素酸</li> <li>・ クロロ酢酸</li> <li>・ クロロホルム</li> <li>・ ジクロロ酢酸</li> <li>・ ジブロモクロロメタン</li> <li>・ 臭素酸</li> <li>・ 総トリハロメタン</li> <li>・ トリクロロ酢酸</li> <li>・ ブロモジクロロメタン</li> <li>・ ブロモホルム</li> <li>・ ホルムアルデヒド</li> </ul>	1年以内に1回 ※ 6～9月までの間に測定